

死亡届出後の主な手続きについて

ご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。

市役所での主な手続きは次のとおりです。

区 分	担 当 課	必 要 な 手 続 き
印 鑑 登 録 証	市民・国保課 戸籍住民担当 (本庁舎1階) TEL0773-42-4245	死亡者が、印鑑登録をされていた場合は、登録証をお返しくください。(各自で処分していただいても結構です)
住民基本台帳カード		住民基本台帳カードをお持ちの方はお返しくください。
マイナンバーカード		諸手続き完了後、各自で処分をお願いします。
在 留 カ ー ド 特別永住者証明書		死亡者が、外国人住民であった場合には在留カード等を法務大臣に返納する必要があります。詳しくは戸籍・住民担当へお問い合わせください。
し 尿 く み と り (環境保全課) (衛生公苑担当)		し尿くみとりが、不必要となった場合は、取り消しを。世帯主が変わった場合は、名義変更をしてください。 (電話でも可 ☎42-1500)
年 金 手 帳 年 金 証 書	市民・国保課 福祉医療・年金担当 (本庁舎1階) TEL0773-42-4253	死亡者の年金加入状況等によって、手続きが異なります。詳しくは福祉医療・年金担当にお問い合わせください。
福祉医療(老人・障害等)受給者証		死亡者が、福祉医療証(老人・障害等)の交付を受けておられた場合は、医療受給者証の返却及び死亡の届出をしてください。
国 民 健 康 保 険 被 保 険 者 証	市民・国保課 国保・高齢者医療担当 (本庁舎1階) TEL0773-42-4246	死亡者が、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の加入者であった場合は、被保険者証の返却及び脱退の届出をしてください。
後 期 高 齢 者 医 療 被 保 険 者 証		
国 民 健 康 保 険 葬 祭 費 の 給 付 申 請		死亡者が、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の加入者であった場合、葬祭を執り行った方(喪主)に葬祭費が支給されます。
後 期 高 齢 者 医 療 葬 祭 費 の 給 付 申 請		申請には申請者(喪主)の印鑑と金融機関の口座番号等がわかるもの、 <u>会葬礼状または葬儀の領収書(※)</u> が必要です。(※)後期高齢者医療制度の場合のみ
介 護 保 険 被 保 険 者 証	高齢者支援課 (西庁舎1階) TEL0773-42-4261	死亡者が、介護保険被保険者証の交付を受けられていた場合は、被保険者証をお返しくください。 振込口座等の確認が必要になる場合があります。
上水道・下水道	下水道課管理担当 (東庁舎2階) TEL0773-42-4294 上水道課管理担当 (里町) TEL0773-42-1815	死亡者が所有者又は使用者の場合、異動届の提出等、手続きが必要です。 上水道については、下水道課管理担当でも手続きをしていただけます。

<p>軽自動車税 名義変更/廃車</p>	<p>税務課 市民税担当 (本庁舎 1 階) TEL0773-42-4235</p>	<p>死亡者の名義となっている 125cc 以下の原付や農耕作業車について、廃車される場合は、廃車申請手続き、引き続きどなたかが使用される場合は、新たな所有者への名義変更手続きが必要となります。</p> <p>※四輪の車両は、軽自動車検査協会京都事務所 (050-3816-1844) で手続きをお願いします。</p> <p>二輪の車両は、近畿運輸局京都運輸支局 (050-5540-2061) で手続きをお願いします。</p> <p>(詳細についてはお近くの車屋かバイク屋にお尋ねください。)</p>
<p>固定資産税 相続人代表者指定 兼現所有者申告</p>	<p>税務課 固定資産税担当 (本庁舎 1 階) TEL0773-42-4244</p>	<p>相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出が必要です。また、法務局で相続登記の申請も必要となります。相続登記についての詳細は下記に直接お問い合わせください。</p> <p>京都地方法務局福知山支局 (☎0773-22-3043)</p>
<p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていた方</p>	<p>障害者支援課 (西庁舎 1 階) TEL0773-42-4254</p>	<p>死亡者が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられていた場合は、お返しく下さい。</p>
<p>児童手当</p>	<p>こども支援課 子育て担当 (西庁舎 2 階) TEL0773-42-4252</p>	<p>死亡者が、児童手当の対象児童 (18 歳未満) の場合は、額改定 (減額) 届又は受給事由消滅届をご提出ください。</p> <p>死亡者が児童手当の受給者の場合は、(死亡者に支払うべき児童手当でまだそのものに支払っていないものがあるとき) 児童手当の未払請求をご提出ください。</p> <p>児童手当の受給者を変更する場合は、新受給者による請求手続きをしてください。</p>
<p>児童扶養手当</p>		<p>死亡者が受給資格者であった場合は、死亡の届出をしてください。(手当証書をお持ちの方は、返却してください。)</p>
<p>森林の土地の所有者届出</p>	<p>林政課 (東庁舎 2 階) TEL0773-42-4362</p>	<p>死亡者が森林を所有されていた場合、新たに所有者となった方は 90 日以内に、「森林の土地の所有者届出書」を提出してください。</p>
<p>市営住宅</p>	<p>建築課 (東庁舎 3 階) TEL0773-42-4287</p>	<p>死亡者が市営住宅の入居者である場合、別途手続きが必要です。</p> <p>府営住宅の場合は、府営住宅管理センター (京都府綾部総合庁舎 2 階) へお問い合わせください。(☎0773-42-1021)</p>
<p>飼い犬</p>	<p>保健推進課 (保健福祉センター) TEL0773-42-0111</p>	<p>死亡者が犬の所有者の場合、所有者変更の届け出が必要です。</p>